

1 計画策定にあたって

1. 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯

平成14年 3月

母子家庭等自立支援対策大綱

- ・きめ細やかな福祉サービスの展開
- ・母子家庭の母に対する就業支援

11月

母子及び寡婦福祉法改正

- ・自立促進計画の策定

15年 4月

国の基本方針 (対象期間:平成15年度～平成19年度)

- ・母子家庭施策の総合的な展開
- ・自立促進計画の基本となるべき事項



17年 3月

第1期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画の策定

(対象期間:平成17年度～平成21年度)
就業支援を中心とした総合的な自立支援

20年 4月

国の基本方針 (対象期間:平成20年度～平成24年度)

- ・母子家庭施策の総合的な展開
 - ▶ 養育費確保に向けた取り組みの推進
 - ▶ 就業支援のより一層の強化
- ・自立促進計画の基本となるべき事項



22年 3月

第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画の策定

(対象期間:平成22年度～平成26年度)

2. 第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について

【1】趣旨

ひとり親家庭等の必要性に応じて総合的に自立を支援することにより、家庭の生活の安定と向上を図るとともに、これらの家庭で育つ子どもの健やかな成長を支えることを目指して、平成17年3月に、「母子及び寡婦福祉法」に基づいて策定した「名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」が計画期間の満了を迎えるにあたり、国の新たな基本方針を踏まえて「第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」を策定するものです。

【2】計画の位置づけ

この計画は、母子及び寡婦福祉法に基づき策定するもので、「子どもに関する総合計画(名古屋市次世代育成行動計画・後期計画)」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

【3】対象期間

平成22年度から平成26年度の5年間

【4】対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

語句の定義

母子家庭 / 配偶者のない母と20歳未満の子どもがいる家庭
 父子家庭 / 配偶者のない父と20歳未満の子どもがいる家庭
 寡婦 / 子どもが20歳に到達した母子家庭の母
 ひとり親家庭 / 母子家庭、父子家庭
 ひとり親家庭等 / 母子家庭、父子家庭、寡婦

